

第 4 回検討会における意見と対応

事項	意見	対応
1. これまでの取組	<p>時代の変化、背景、要因のところ、水道の給水量で 70 億 m³ の給水量に相当するダムをつくってきた。ダムというのは、これまで日本になかった水環境。地方へ行って停滞水域、湖沼の問題で一番問題になっているのはダム。つまり、新しくつくった水環境に対して我々は何をしてきたかという、そのところの記述があっても良い。</p> <p>同じように環境アセスで河川や護岸をずっとやってきて、水環境は直ってきたが、そういうことに対しても何のコメントもない。だから、そこは背景なり何なりのところで触れておくべき。</p>	<p>本文 1 (1) に「また、平成 9 年に環境影響評価法が制定され、事業者が事業の実施前に環境への影響を調査・予測・評価する仕組みが法的に担保され、より水環境保全の対策が講じられた事業とする取組が推進された。」を追記。</p>
2. 水環境の現状	<p>「気候変動への賢い適応」の報告書は 2 次にわたっているのので、報告書の抜粋が最終稿か確定稿かを区別すべき。</p>	<p>2008 年 8 月の確定稿であることを追記。</p>
	<p>5 ページの下の方に「事業場以外における水質事故が発生している」と書いてあり、10 ページの「水質事故への対応」のところでは、「水濁法の特定事業場等以外にもある」と書いてある。「事業場以外に」と書いてしまうと、事業場以外の事故に何か対応しているのかというのは、全くない。原因者が届け出るといっても、例えば農家が農薬を漏らしてしまったら届け出なさいということになるのかどうかという疑問があるので、ここもまとめて「特定事業場以外の」というふうにした方がいいのではないか。</p>	<p>御意見のとおり、本文 2 (2) を修正。</p>
	<p>「残された課題」の部分に海岸が記載されていて、ここには海岸漂着物と海洋ゴミが課題とされているが、できればこれに「海岸の浸食」ないしは「海浜の減少」とかといった課題も入れた方がいいのではないか。そうすれば、「土砂移動の支障」という課題が河川の方には出ていて、「望ましい」姿という方には「良好な海岸」ということが書かれているのと、平仄が合う。</p>	<p>参考資料の 2 中、「海岸浸食等」を追記。</p>
	<p>海域系のごみの話が結構大きいのではないかという気があるので、別の資料には「海底堆積物」という形で書いているので、その辺を整理して書いた方がいいのではないか。</p>	<p>参考資料の 2 に「海洋汚染、漂流ごみ、海底ごみ等」を追記。</p>

	「海洋環境の保全」のところにはきちんと「山、川、海へとつながる」と書かれているので、その辺のところは多少平仄を合わせていただいた方がいい。山、川、海へのつながりも問題であるということは認識されているのだろう。	本文2(2)に「海洋は山、川、海へとつながる水循環の中で重要な役割を担っているほか、」を追記。
3. 望ましい水環境	「望ましい水環境像」というのは、水域ごとにいろいろあるのではないと思う。「望ましい水環境に応じた水質環境あるいは水質ごと」というようなキーワードが入っていないような気がするので、ぜひそれも課題で入れて、文言として少し入れていただくとうい。	本文3に「流域の特性に応じた」を追記、参考資料3の「流域ごとの特性に応じて」を太字で強調。
4. 水環境保全の目標	今の考え方で淡々と進めていって項目を追加していくよと読める。「等」というところにいろいろなものが含まれているということではいいが、考え方自体を少しいろいろ考えていく必要があるだろう。	御指摘のとおりと認識しており、今後の検討課題としたい。
	望ましい水環境像についてのいろいろ目標の視点があって、それに対して、それを表すような基準、指標を導入しようとして書かれている。その文を[今後の検討]の中に入れて、今後、望ましい水環境像を具体にするためには何らかの指標が必要になってくるということがわかるので、その旨追記すべきではないか。	参考資料4(2)に「望ましい水環境像を踏まえた」を追記。
	クリプト、ジアミジア、大腸菌、O157等、毒性を持っている生物性の汚染物質に対して考慮すべき。	本文及び参考資料2(2)に「病原性微生物」を追記。
5(1) 事業者の不適正事案への対応	「不適正事案に対しては、事業者が実施した測定データの改ざん等に対し罰則を設けるなどの法制度の整備」とあるが、測定データの改ざんというのは、いろいろなレベルで起こっており、事業者が実施しないのだけれども委託先で起こるとか、そういったことがある。そういう意味で、「法整備」の後に「整備や測定業務の監査を含めた測定値の信頼性の向上に向けての取組」という一行を入れていただきたい。	本文5(1)に「測定データの信頼性の確保」を追記。
	この文章だけを読むと、何となくまじめにやっている事業者が結構多いということだと思うので、「一部の事業者において」と書いてはあるが、まじめにやっている人に過剰な負担にならないように表現振りを配慮すべき。	記述内容を全般的に修正。

<p>5 (2) 水質事故への 対応</p>	<p>報告書として「水質事故」という言葉を文にしてみると、2つの場面を一緒くたにして「水質事故」という用語で括っている。「水濁法に基づく事業場等の事故の報告」、これはまさに水濁法に基づく事業場で起こった事故だが、これに対して住民から通報を受けてという水質事故の場合には、そうではなくて、川が汚れているというようなことを事故と呼んでいる。その2つが一緒くたになってしまっているの、2つの場面を一緒くたにすると、後の施策にも影響してくるので、これは言葉の整理をする必要がある。あるいは「水質事故」というときに、これを両方を含んだ広義の言葉として使うならば、定義のようなものを置いて、「以下『水質事故』と呼ぶ」というようにした方が落ち着きがいい。</p> <p>水質事故というのは今までは言い習わしとして全部両方書くべきだから、今回はこれにしておいて、両方のものが入っているのだということで、理解しておくということも一つの手かと思う。</p> <p>「水質事故の増加」とは、正確にいうと、水質事故の届出とか報告件数が増加しているのではないか。何か事故が一方的に増えているというような感じになるので、それが何か対象を増やすとかという話になりますと、事故だけならまだしも、ほかのものにもいろいろ影響してきて、事業者にとっては過大な負担増になるのではないかと危惧する次第なので、「水質事故の届出・報告」などに修正すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、本文及び参考資料5 (1) 中、「水質事故」を「河川・水路等で発見される水質事故(水質異常等)の件数」に修正、事業場における事故についてはその旨明確化。</p>
<p>5 (3) 閉鎖性 海域に おける 水質改 善</p>	<p>閉鎖性水域の水質目標というのは、湖沼ごとに違うという議論があったが、「湖沼ごとの水利用の目的に応じた目標」と書いてある部分について、ここでの議論からいっても、もう水利用だけを考えるのではないと思う。水利用に加えて、自然のあり方とか、生態系の部分を含めて、目標を見直していくという視点をここに盛り込んでおくべき。</p> <p>底層DOとか、いろいろ出てきているわりには「底質」という言葉がなく、例えば環境基準にもこういうものがないので、環境基本法の定義の中に、水質汚濁というのは、水と底質の悪化も含むのだけれども、環境基準については除くと書いてある。これもきっと様々な議論でそういうことになったのだと思うが、まさしく今、今後の水環境問題ということなので、もう少し先、中長期を考えるならば、そういったところも検討に入れていただきたい。</p>	<p>本文5 (3) 1) 中、「湖沼ごとの水利用の目的や自然状況等に応じた目標」に修正。</p> <p>本文5 (3) の「湖沼の内部生産」に「底質」を追記、参考資料5 (3) の汚濁メカニズムの解明中底質環境に「底泥からの溶出」を追記。</p>

	<p>「今後とも水質総量削減を着実に推進」というのは、規制が強化される印象を持つので、表現振りを配慮すべき。</p>	<p>本文5(3)2)中、「水質総量削減等」に修正。</p>
	<p>水辺地、要するに水辺の話が大きな基本計画の目標として出ている。それに関連する話はあちこちに出ているが、例えば「海洋環境の保全」のところで森、川、海、海のところで干潟とか藻場とか、みんなどこかに出ているが、その辺のところの記述が少し、将来かもしれないが、今回は中間取りまとめなのでここまでにして、水辺地の話があまりに少ないので、将来にもう少し出していただきたい。</p>	<p>本文5(3)2)及び参考資料5(3)に「干潟・藻場の保全・再生等を推進」を追記。</p>
<p>5(4) 新たな排水管理手法の導入</p>	<p>「規制項目を追加する場合には、特に中小企業にも考慮して、何らかの合理化を検討する」について、この「何らかの合理化」というのは意味がよく分からない。今まで単純に見ると、やらなくてもいいよと、適用除外みたいなことを考えておられるのか。現場からすると、「こういう基準があるのに何であそこだけやってないの？」という声に対応すべく、場所によっては小さいところでも特に上水源地域だと指導しているのが多いが、ここでこう書かれると、それ以外の今までやっている項目であっても、「同じように合理的な発想でいいんじゃないの？」というふうに企業側とか、そういう声が出る可能性がある。「負担軽減のために合理化します」ということであれば、「今までの項目も同じじゃないですか」と聞かれるので、単純にいうと、「何らかの合理化」という言葉を取ってしまった方が、「中小企業の場合も考慮する必要がある」とか、「中小企業の実態に配慮する」とか、それぐらいに止めておいていただいた方がよいのではないかと。</p>	<p>本文及び参考資料5(4)中「一方で、更に規制項目を追加する」から「何らかの合理化を検討する」を削除。</p>
	<p>「特に中小企業に考慮して、何らかの合理化」については、「一方で、更に規制項目を追加する」という「追加」という言葉が入っているので、単なる中小企業の実態を配慮して、というところでは、少し中小企業としては納得できない。全体の規制項目の検討ということであれば、まだ考える余地はあるが、ただ、「追加する場合」ということになっていると、単なる「考慮して」ということでは弱いと感じる。いずれにしても、「Plan」、「Do」、「Check」の重要性ということが言われているので、今までの実態を含めて、データとか、実情をみて判断をすべき。</p>	

	<p>せつかく面源負荷対策に関して森林等の面源負荷という御意見に基づいて、参考資料にはこれが指摘されているので、報告本体にも入れるべきではないか。</p>	<p>本文5（5）に、「市街地・農地・森林など」及び「森林等における窒素飽和現象への対策をはじめ、」を追記。</p>
<p>5（5） 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応</p>	<p>本文中にほぼ記載されているのだが、各事業者がある一定の基準よりもはるかに努力をして、基準よりかなり低いレベルで排出しているという人に対して、その自主的な努力というか、取組というものを評価するような仕組みを少し、単に規制を守れ、守れ、遵守だけではなくて、それよりもはるかに努力した人に対する、別のエンカレッジするような仕組みというか、そういうものがどこか、将来の検討において、自主的に削減しているという仕組みになるような支援策というか、そういうものがぜひ今後検討されていくべきではないか。13 ページの下からほぼ文章的にも書かれているが、次回の検討にあたっては、そういう議論をさせていただきたい。</p>	<p>本文5（5）に「また、事業者のインセンティブを高めるため、自主的な取組を評価し表彰するようなことも大切である。」を追記。</p>
	<p>未規制の小規模事業場について前回の御意見があって今回修正された文章になっているが、修正された結果、全く規制はしなくていいかのごとく聞こえることは非常に気になる。日量50トンというのは、一般家庭の50から100倍ぐらいになる。どうして今まで規制対象でなかったかという、大規模の事業場の工場公害がひどかった時代にはそんなものまで手を着ける余裕がないので、行政効率の面から規制をしなかっただけであって、中小企業に対する保護・育成のために規制をしなかったというのではなかった。ここは誤解をしてはいけない。大規模のほうからまじめに対策を講じてきているのだったら、中小企業も次はきちんと対策をやるべき。ただし、どういう規制をするかということになると、それにはいろいろ工夫があるし、相応の財政的な支援をするということもあっていいのだけど、規制をしなくていいというのはおかしい。廃掃法の世界では、産業廃棄物は中小だろうと何だろうとちゃんとやらなきゃいけないし、事業系廃棄物だって、事業場については早くから有料化が進むなど一般家庭とは違う扱いを受けている。これを考えれば、何で大気と水については一般家庭並みの扱いでいいというのでは、全然論理が合わない。表現を直せとそこまで強く言う気はないが、こういう意見はちゃんと記録に残しておかないといけない。</p>	<p>今後の検討課題としたい。</p>

<p>5 (6) 地下 水・土 壌汚染 の未然 防止対 策</p>	<p>特に地下水・土壌汚染について、自然由来による環境基準の超過について、基準・対策のあり方を含めて検討すべき。</p> <p>土壌・地下水でわりと基準を超えるのが自然由来のものが多いということについて、ヒ素や、フッ素、ホウ素などの新しい規制物質が基準を超えているので、その手の基準・規制のあり方を「基準値そのもの、あるいは対策のあり方を含めて検討すべき」といったことが抜けている。</p>	<p>本文5 (6)に「また、自然由来の有害物質が地下水から検出される事例が多いことから、これらの対応について明確化していく必要がある。」を追記。</p>
<p>5 (9) 地球規 模で深 刻化す る水問 題への 国際貢 献</p>	<p>水の関係は出ているが、サニテーション (衛生) のことについて触れていない。サニテーションの問題は、感染性生物、微生物の制御、国内問題とも関連するので、サニテーションのことに関してコメントした方がよいのではないか。</p>	<p>本文5 (9)中、「水問題」に「飲料水や衛生環境の確保といたした」を追記。参考資料5 (9)中、「水問題」を「水と衛生の問題」に修正、「日本は水距離や衛生対策に優秀な技術と経験を所有」を追記。</p>
<p>5 (11) 統合的 な環境 管理の 検討</p>	<p>「総合的な環境管理」というのは、ちょっと曖昧な感じはするが、いい言葉だなと思う。「環境負荷の低減を促進」というのは分かるが、これまで必ずしも負荷低減してもうまくいかなところもあって、今回、循環とか陸とか、いろいろ広いところを考えようとしているので、ここをできれば、何でも「低減」ではなくて「管理」とか「制御」という言葉にすると、タイトルが「管理」なので、合うのではないか。</p>	<p>本文5 (11)中、「環境負荷の低減を促進」を「各主体の自主的な管理による環境負荷低減等の方策」に修正。</p>
	<p>「各種環境規制と相まって」に含まれるが、二重規制になって事業者に対して過度の負担をかけることにならないよう十分に注意すべき。</p>	<p>「各種環境規制と相まって」に含まれるものとして、今後検討を深めたい。</p>
<p>5 (12) 施策の マネジ メント サイク ルの確 立</p>	<p>マネジメントサイクルの確立をするときに、本当に確立しているかどうかというオーディット (監査) の仕組みが必要ではないか。</p>	<p>本文5 (12)に「このようなマネジメントサイクルが機能していることを確認する仕組みも重要である。」を追記。</p>
	<p>50年いろいろやってきて、いろいろ対策をして効果があったところも苦しかったところもあったと思うが、それをきちっと検証して、ちょうど今の時期は次の「Plan」「Do」の時期なので、もっと重きを置くべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、次年度における検討課題としたい。</p>

<p>6. おわりに</p>	<p>環境省の狙いとする水環境行政が随分広がったように思う。環境省がやる仕事については、やるだろうと思うが、他の省庁と関わる水環境問題もだいぶ取り込んでいる。水環境の将来像とその在り方は、非常に大事で、他の省庁と河川の仕事をしていると、最終的には水環境が問題になって、なかなかそれ以上進めないということを経験している。ここに書いてあるように、他の省庁と情報を共有し合い、地球温暖化問題の適応策も環境が関わってくる問題もたくさんあるので、これまでの規制中心にかたよるのではなく、本当にこうあってほしいというものを進めて欲しい。</p> <p>これからやっていくというときに、他省庁とのつながりとか、いろいろ解決すべき問題があるときに、どうやってやるのかという、どうやってこれを実行していくのかということがあまり見えない。書いてあるだけと見えなくもない。「おわりに」はさらさらっと書いて、次につなげることしか書いてない。中間報告として出すにあたって、ここまで水環境行政を広げて取り込むということの意味や、そういった視点を「おわりに」に委員会としての意気込みというか、考え方を入れていただきたい。</p>	<p>本文6の記述を全般的に修正。</p>
	<p>環境基本計画は閣議決定文書になるので、第4次環境基本計画へ反映する旨、記載すべき。</p>	
	<p>最後の「おわりに」のところにも水環境保全に関する課題をこれからやっていくとあるので、よいが、ちょっと軽い。すごく大きな、要するに参考資料の8ページでいえば、かつての水環境から、右側の問題は、今までの問題をとりあえず解説したという面がある。ところが、今度は左側の第3次環境基本計画に基づく良好な水環境の目標があると。これを具体的に指標化していくと。そうすると、現状とのそごが出てきて、新しい課題が出てきて、そうすると、どういう取組が必要かという全く新しい世界が出てこなきゃいけないと思う。そのわりには何か扱いが軽い。今回書き直さなくてもよいが、若干軽くとられて、今までの後追いしかやらないのではないかというふうに中間報告を読んで思われるのは、委員の一人として若干しゃくかなという印象がある。</p>	

	<p>国民も水辺を含めて水を使っているが、現に農業も含めて様々な分野がこの水環境を利用しているため、利用している人間のまさに協働が必要だという視点が必要。</p> <p>水濁法の規制の対象になる立場の方々についてのコメントは非常に多いが、水環境の水を使っている者について、中間取りまとめでも次のステップに入るときに、その部分について触れておくべきだと思う。</p>	
<p>その他</p>	<p>水道水源保全二法は、法律的には、水道事業者がかかる費用を負担することになっている。とすると、今後の環境保全の在り方にかかる費用に関しては誰が負担するか、費用負担の問題に踏み込んでいかなきゃいけない。現に下水道だってもう耐用年数が来てすごいお金が必要になる。それは水環境保全のため、下水道の目的は、公共用水域の水質と保全となっている。その費用負担を我々国民が次世代を含めてどうやって対応していくかというところを現状認識として、書いておいた方がいいのではないだろうか。</p>	<p>今後の検討課題としたい。</p>